

別表十(二)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除及び要加算調整額の益金算入に関する明細書

事業年度		・	・	法人名		
国家戦略特別区域の名称	1			所得金額仮計 (別表四「26の①」+「32の①」)+(別表四付表「9の①」)	5	円
				軽減対象所得金額	6	
設立年月日	2		・	(5)と(6)のうち少ない金額	7	
指定法人としての指定を受けた日	3		・	特別控除額 $((7) \text{又は} (\text{別表十(二)付表「11」})) \times \frac{18 \text{又は} 20}{100}$	8	
				要加算調整額	9	
特定事業の内容	4			差引特別控除額 (8)-(9) (マイナスの場合は0)	10	
				差引益金算入額 (9)-(8) (マイナスの場合は0)	11	

別表十(二)
令六・四・一以後終了事業年度分

「8」欄

国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第61条第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00594」
- ③ 「適用額」欄：「8」欄の金額